

文教委員会議案説明資料

令和5年9月28日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第136号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2
(子ども家庭部)	
2 第137号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例……………	5

(教 育 委 員 会)

第 1 3 6 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 8 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>令和 5 年度から給付型奨学金制度を開始し、入学後に支給を行った。</p> <p>区民から「入学金は入学前に支払う必要があるため、支給時期を早めてほしい」との意見が多く寄せられたため、入学金の支給時期の前倒し等に関する条例改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、P 3～4：新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 入学前に給付するための改正</p> <p>第 2 条「給付の資格」に「確認大学等に入学前又は進級前に給付が必要な場合」を追加する。</p> <p>(2) 進学先を変更した場合に、給付額を変更するための改正</p> <p>第 7 条の 2 「給付の変更申請及び変更決定」として、奨学金の給付決定を受けた奨学生候補者に対して、給付決定内容に変更（進学先等が変更になり、決定済の給付額と差異が生じた場合等）が生じた場合の変更申請の義務を追加する。また、区長は、その申請に対して、予算の範囲内で変更決定を行う。</p> <p>(3) 入学しなかった場合に、給付を取り消すための改正</p> <p>第 9 条「給付決定の取消し」に、「入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者が、対象の確認大学等に入学又は進級をしなかったとき」を追加する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>P 3～4 のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>議会での議決を得られたならば、関係する条例施行規則等について、必要な改正を行い規定整備を図っていく。</p>

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>第1条～第1条の3 省略 (給付の資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校(第3学年に限る。)、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。)を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者_____であること。</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>第3条～第7条 省略 (新設)</p> <p>第8条 省略 (給付決定の取消し)</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>第1条～第1条の3 現行のとおり (給付の資格)</p> <p>第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 現行のとおり</p> <p>(2) 高等学校、高等専門学校(第3学年に限る。)、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。)を卒業後又は修了後2年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて確認大学等(当該確認大学等が専修学校である場合にあつては、専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。))に入学又は進級をし、在学する者(その入学前又は進級前に奨学金の給付が必要な場合にあつては、入学又は進級をする予定である者)であること。</p> <p>(3)～(6) 現行のとおり</p> <p>第3条～第7条 現行のとおり (給付の変更申請及び変更決定)</p> <p>第7条の2 <u>前条第1項の規定による奨学金の給付決定を受けた奨学生等候補者は、当該給付決定の内容に変更が生じるときは、規則で定めるところにより、奨学金の給付の変更決定に係る申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長は、前項の規定により奨学生等候補者から申請があつた場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、当該給付の変更の決定を行う。</u></p> <p>第8条 現行のとおり (給付決定の取消し)</p>

改正前	改正後
<p>第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 新設</u></p>	<p>第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 現行のとおり</p> <p><u>(6) 入学前又は進級前に奨学金の給付を受けた者にあつては、当該給付の対象となった確認大学等に入学又は進級をしなかったとき。</u></p>
<p>第10条～第14条 省略</p>	<p>第10条～第14条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の第2条及び第9条の規定は、施行日以後に奨学金の給付を受ける候補者の決定を受けた者について適用し、施行日前に当該決定を受けた者については、なお従前の例による。</p>

第 1 3 7 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 8 日

件名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例															
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課															
内容	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) 子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を支援する都の方針に基づき、0～2歳児（課税世帯）の第2子保育料の無償化を実施する。</p> <p>(2) 令和5年4月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（平成24年法律第65号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、法第19条第2項が削除されたため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（新旧対照表及び認可保育施設等の保育料【案】はP7～15のとおり）</p> <p>(1) 第2子の保育料無償化</p> <p>ア 無償化の概要</p> <table border="1" data-bbox="481 1030 1436 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">児童数</th> <th colspan="2">0～2歳児</th> <th>3～5歳児</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)</td> <td rowspan="3">無償 (約600人)</td> <td rowspan="3">無償 (約7,600人)</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)</td> </tr> <tr> <td>第3子 以降</td> <td>無償 (約800人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ () 内の人数は対象者数</p> <p>イ 対象施設 認可保育所、認定こども園（長時間）、区立認可外保育施設、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育</p> <p>(2) 法改正による条文の改正</p> <p>ア 条例第4条第3項 「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。</p> <p>イ 条例第5条第1項 「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。</p> <p>ウ 条例付則第9条及び第10条 「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。</p>	児童数	0～2歳児		3～5歳児	課税	非課税	所得制限なし	第1子	区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)	第2子	「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)	第3子 以降	無償 (約800人)
児童数	0～2歳児		3～5歳児													
	課税	非課税	所得制限なし													
第1子	区民税額等により算定 保育料:5,100円～ 75,500円(約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)													
第2子	「第1子保育料の半額」 から無償とする (約1,900人)															
第3子 以降	無償 (約800人)															

	<p>3 施行年月日</p>
--	-----------------------

2の(1)は、令和5年10月1日から施行する。

2の(2)は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月19日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 令和元年10月1日条例第15号 令和2年3月25日条例第19号 <u>令和5年●月●日条例第 号</u></p>
<p>第1条～第3条 省略 （特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）</p>	<p>第1条～第3条 現行のとおり （特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）</p>
<p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（<u>法第19条第1項第1号</u>に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保育の利用における利用者負担額の調整）</p>	<p>第4条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（<u>法第19条 第1号</u>に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（保育の利用における利用者負担額の調整）</p>
<p>第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から</p>	<p>第5条 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが<u>法第19条 第2号</u>又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から</p>

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
<p>別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</p>	<p>別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>第6条～第13条 省略</p>	<p>第6条～第13条 現行のとおり</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第8条 省略</p>	<p>第1条～第8条 現行のとおり</p>
<p>第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。</p>	<p>第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあつては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。</p>
<p>第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは、「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ（1）」とする。</p>	<p>第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1項第4号及び第4条中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは、「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ（1）」とする。</p>

第1条による改正前	第1条による改正後（令和5年4月1日適用）
第11条～第12条 省略 付則別表第1～付則別表第3 省略 別表第1～別表第6 省略	第11条～第12条 現行のとおり 付則別表第1～付則別表第3 現行のとおり 別表第1～別表第6 現行のとおり

第1条による改正後	第2条による改正後（令和5年10月1日施行）
<p><u>担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</u></p>	
<p>2 前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯の</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>うち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号教育・保育給付認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、0円とする。</u></p>	
<p>第6条～第13条 省略</p>	<p>第6条～第13条 現行のとおり</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条～第12条 省略</p>	<p>第1条～第12条 現行のとおり</p>
<p>付則別表第1～付則別表第3 省略</p>	<p>付則別表第1～付則別表第3 現行のとおり</p>
	<p><u>付 則</u></p>
	<p><u>(施行期日等)</u></p>
	<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5</u></p>
	<p><u>年10月1日から施行する。</u></p>
	<p>2 <u>第1条の規定による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保</u></p>
	<p><u>育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用</u></p>
	<p><u>する。</u></p>
<p>別表第1～別表第6 省略</p>	<p>別表第1～別表第6 現行のとおり</p>

認可保育施設等の保育料【案】

1 認可保育所、認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

		【改正前】				【改正案】			
区基準 階層	階層区分の定義	3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
	【区民税所得割額】	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	7,200	7,100	3,600	3,550	7,200	7,100	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	9,100	8,900	4,550	4,450	9,100	8,900	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	12,000	11,800	6,000	5,900	12,000	11,800	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	13,900	13,700	6,950	6,850	13,900	13,700	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	15,000	14,700	7,500	7,350	15,000	14,700	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	21,000	20,600	10,500	10,300	21,000	20,600	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	24,700	24,300	12,350	12,150	24,700	24,300	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	27,500	27,000	13,750	13,500	27,500	27,000	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	29,600	29,100	14,800	14,550	29,600	29,100	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	31,500	31,000	15,750	15,500	31,500	31,000	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	33,500	32,900	16,750	16,450	33,500	32,900	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	35,200	34,600	17,600	17,300	35,200	34,600	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	37,000	36,400	18,500	18,200	37,000	36,400	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	38,500	37,800	19,250	18,900	38,500	37,800	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	41,200	40,500	20,600	20,250	41,200	40,500	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	42,700	42,000	21,350	21,000	42,700	42,000	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	44,200	43,400	22,100	21,700	44,200	43,400	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	45,500	44,700	22,750	22,350	45,500	44,700	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	47,000	46,200	23,500	23,100	47,000	46,200	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	51,400	50,500	25,700	25,250	51,400	50,500	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	57,900	56,900	28,950	28,450	57,900	56,900	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	63,700	62,600	31,850	31,300	63,700	62,600	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	68,500	67,300	34,250	33,650	68,500	67,300	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	71,900	70,700	35,950	35,350	71,900	70,700	0	0
D25	1,425,000 ~	75,500	74,200	37,750	37,100	75,500	74,200	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

※ 3~5歳児クラスの保育料は無償

2 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(給食実施)

区基準 階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	6,500	6,400	3,250	3,200	6,500	6,400	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	8,200	8,100	4,100	4,050	8,200	8,100	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	10,800	10,600	5,400	5,300	10,800	10,600	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	12,500	12,300	6,250	6,150	12,500	12,300	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	13,500	13,300	6,750	6,650	13,500	13,300	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	18,900	18,600	9,450	9,300	18,900	18,600	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	22,200	21,800	11,100	10,900	22,200	21,800	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	24,800	24,400	12,400	12,200	24,800	24,400	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	26,600	26,100	13,300	13,050	26,600	26,100	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	28,400	27,900	14,200	13,950	28,400	27,900	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	30,200	29,700	15,100	14,850	30,200	29,700	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	31,700	31,200	15,850	15,600	31,700	31,200	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	33,300	32,700	16,650	16,350	33,300	32,700	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	34,700	34,100	17,350	17,050	34,700	34,100	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	37,100	36,500	18,550	18,250	37,100	36,500	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	38,400	37,700	19,200	18,850	38,400	37,700	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	39,800	39,100	19,900	19,550	39,800	39,100	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	41,000	40,300	20,500	20,150	41,000	40,300	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	42,300	41,600	21,150	20,800	42,300	41,600	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	46,300	45,500	23,150	22,750	46,300	45,500	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	52,100	51,200	26,050	25,600	52,100	51,200	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	57,300	56,300	28,650	28,150	57,300	56,300	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	61,700	60,700	30,850	30,350	61,700	60,700	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	64,700	63,600	32,350	31,800	64,700	63,600	0	0
D25	1,425,000 ~	68,000	66,800	34,000	33,400	68,000	66,800	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

3 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(給食未実施)

区基準 階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 24,999	5,200	5,100	2,600	2,550	5,200	5,100	0	0
D2	25,000 ~ 34,999	6,600	6,500	3,300	3,250	6,600	6,500	0	0
D3	35,000 ~ 49,999	8,600	8,500	4,300	4,250	8,600	8,500	0	0
D4	50,000 ~ 64,999	10,000	9,800	5,000	4,900	10,000	9,800	0	0
D5	65,000 ~ 89,999	10,800	10,600	5,400	5,300	10,800	10,600	0	0
D6	90,000 ~ 114,999	15,100	14,800	7,550	7,400	15,100	14,800	0	0
D7	115,000 ~ 144,999	17,800	17,500	8,900	8,750	17,800	17,500	0	0
D8	145,000 ~ 174,999	19,800	19,500	9,900	9,750	19,800	19,500	0	0
D9	175,000 ~ 204,999	21,300	20,900	10,650	10,450	21,300	20,900	0	0
D10	205,000 ~ 234,999	22,700	22,300	11,350	11,150	22,700	22,300	0	0
D11	235,000 ~ 259,999	24,200	23,800	12,100	11,900	24,200	23,800	0	0
D12	260,000 ~ 284,999	25,400	25,000	12,700	12,500	25,400	25,000	0	0
D13	285,000 ~ 309,999	26,600	26,100	13,300	13,050	26,600	26,100	0	0
D14	310,000 ~ 329,999	27,800	27,300	13,900	13,650	27,800	27,300	0	0
D15	330,000 ~ 349,999	29,700	29,200	14,850	14,600	29,700	29,200	0	0
D16	350,000 ~ 364,999	30,700	30,200	15,350	15,100	30,700	30,200	0	0
D17	365,000 ~ 379,999	31,800	31,300	15,900	15,650	31,800	31,300	0	0
D18	380,000 ~ 394,999	32,800	32,200	16,400	16,100	32,800	32,200	0	0
D19	395,000 ~ 409,999	33,800	33,200	16,900	16,600	33,800	33,200	0	0
D20	410,000 ~ 424,999	37,000	36,400	18,500	18,200	37,000	36,400	0	0
D21	425,000 ~ 524,999	41,700	41,000	20,850	20,500	41,700	41,000	0	0
D22	525,000 ~ 724,999	45,800	45,000	22,900	22,500	45,800	45,000	0	0
D23	725,000 ~ 1,024,999	49,400	48,600	24,700	24,300	49,400	48,600	0	0
D24	1,025,000 ~ 1,424,999	51,800	50,900	25,900	25,450	51,800	50,900	0	0
D25	1,425,000 ~	54,400	53,500	27,200	26,750	54,400	53,500	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償

4 居宅訪問型保育事業

区基準階層	階層区分の定義 【区民税所得割額】	【改正前】				【改正案】			
		3歳未満児(0~2歳児クラス)				3歳未満児(0~2歳児クラス)			
		第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
D1	1 ~ 12,199	13,200	13,000	6,600	6,500	13,200	13,000	0	0
D2	12,200 ~ 24,299	15,300	15,000	7,650	7,500	15,300	15,000	0	0
D3	24,300 ~ 36,499	17,400	17,100	8,700	8,550	17,400	17,100	0	0
D4	36,500 ~ 48,599	19,500	19,300	9,750	9,650	19,500	19,300	0	0
D5	48,600 ~ 60,699	22,100	21,700	11,050	10,850	22,100	21,700	0	0
D6	60,700 ~ 72,799	24,700	24,300	12,350	12,150	24,700	24,300	0	0
D7	72,800 ~ 84,899	27,300	26,800	13,650	13,400	27,300	26,800	0	0
D8	84,900 ~ 96,999	30,000	29,600	15,000	14,800	30,000	29,600	0	0
D9	97,000 ~ 114,999	33,600	33,000	16,800	16,500	33,600	33,000	0	0
D10	115,000 ~ 132,999	37,200	36,600	18,600	18,300	37,200	36,600	0	0
D11	133,000 ~ 150,999	40,800	40,100	20,400	20,050	40,800	40,100	0	0
D12	151,000 ~ 168,999	44,500	43,900	22,250	21,950	44,500	43,900	0	0
D13	169,000 ~ 201,999	48,600	47,800	24,300	23,900	48,600	47,800	0	0
D14	202,000 ~ 234,999	52,700	51,800	26,350	25,900	52,700	51,800	0	0
D15	235,000 ~ 267,999	56,800	55,800	28,400	27,900	56,800	55,800	0	0
D16	268,000 ~ 300,999	61,000	60,100	30,500	30,050	61,000	60,100	0	0
D17	301,000 ~ 324,999	65,700	64,600	32,850	32,300	65,700	64,600	0	0
D18	325,000 ~ 348,999	70,400	69,200	35,200	34,600	70,400	69,200	0	0
D19	349,000 ~ 372,999	75,100	73,800	37,550	36,900	75,100	73,800	0	0
D20	373,000 ~ 396,999	80,000	78,800	40,000	39,400	80,000	78,800	0	0
D21	397,000 ~ 420,999	84,800	83,400	42,400	41,700	84,800	83,400	0	0
D22	421,000 ~ 444,999	89,600	88,100	44,800	44,050	89,600	88,100	0	0
D23	445,000 ~ 468,999	94,400	92,800	47,200	46,400	94,400	92,800	0	0
D24	469,000 ~ 492,999	99,200	97,500	49,600	48,750	99,200	97,500	0	0
D25	493,000 ~	104,000	102,400	52,000	51,200	104,000	102,400	0	0

※ 「第3子」以降の保育料は無償